

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	入札説明書	4	3	(4)			既存ストックの所有権取得	既存ストックを活用する提案が選定された場合、国が当該既存ストックの所有権を、工事業務の着手までに取得していただく予定となっていますが、選定された民間事業者が提案した工事着手時期がその取得期限という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	4	3	(4)			既存ストックの所有権取得	既存ストックの所有権取得に係るリスクの負担者は、国との理解でよろしいでしょうか。	既存ストック(NTT西日本)の所有権取得に係るリスクの負担者は、中国地方整備局となります。
3	入札説明書	4	3	(4)			事業内容	「占有者(西日本電信電話株式会社)が所有する管路・マンホール等の既存施設(既存ストック)を活用して実施する計画である」とありますが、既存ストックの詳細がわかる資料が公表されていません。代替技術提案の検討等に欠かせない資料ですが、管路・マンホール等の位置、形状、寸法、材質をはじめ、位置図、平面図、縦横断図、構造図といった詳細資料は、どのように開示していただけるのでしょうか。	既存ストック(NTT西日本)の開示できる資料は、以下の詳細設計(参考)の業務成果品になります。 「平成25年度安来外測量設計業務内の電線共同溝詳細設計(安来地区) 3. 資料収集整理」において対象管路の埋設位置や条数等が、「平成26年度安来外交安測量設計業務 3. 設計条件の整理検討」に譲渡範囲が示されています。
4	入札説明書	6	4	(1)	⑥		応募者の構成	3. (4)に掲げる業務以外の役割を実施するものについては、4. (2)を満たすこととありますが、実施に関する方針等の訂正表(第2回) No.1では、「「その他企業」がプロジェクトマネジメント業務等の第1.1(6)②に掲げられていない業務を実施することは想定していません。」とあります。その他企業の構成員又は協力企業としての参画は、貴局において想定はしていなかったものの認められるという理解でよろしいでしょうか。	3. (4)に掲げる業務以外を実施することは認められますが、「その他企業」の参加は認められません。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
5	入札説明書	6	4	(1)	⑦		応募者の構成	「代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない」とありますが、競争参加資格の結果通知後は応募グループ内での役割変更についても、中国地方整備局と協議のうえを変更を認めていただくべき事項となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、中国地方整備局が認めた場合に限りです。
6	入札説明書	10	4	(4)	③		配置予定技術者	配置予定技術者は、工区ごとに指定してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	11	4	(4)	④	ア	既存ストックを活用	アに該当する場合、様式13は提出不要という解釈でよろしいでしょうか。	アに該当する場合も(様式13)を提出ください。 ただし、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす工程を担当しない者においては、その旨を記載ください。
8	入札説明書	11	4	(4)	④		工事企業の参加資格要件	既存ストックを活用する工事の参加資格要件におけるただし書き部分については、イ.の業務委託受注の実績が架空系設備の実績の場合も想定されるので、ただし書きにより地中系設備(管路、マンホール)の実績を求めるもので、イ.にのみかかるとの理解で宜しいでしょうか。	ただし書きはア、イの両方にかかります。
9	入札説明書	11	4	(4)	④		工事企業の参加資格要件	参考までに、四国地方整備局の東石井・天山地区電線共同溝PFI事業の実施方針(p.13)を見ると、安来地区電線共同溝PFI事業と同様な参加資格要件の記載があり、ただし書きはイ.にのみかかる表記となっています。ア.の経営事項評価点数が1,000点以上を有することに対し、ただし書きはかからないとの理解で宜しいでしょうか。	ただし書きはア、イの両方にかかります。
10	添付1 事業契約書(案)	4	第2章	第9条			契約の保証	第1項各号及び第3項に定める各保証の合計額を本件工事費等の10分の1以上とすれば、複数組み合わせることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
11	添付1 事業契約書(案)	5	第2章	第9条	第3項		契約の保証	設計企業、工事企業、工事監理企業が履行保証保険契約を締結する場合、保証額は、各企業と事業者が締結する設計工事業務契約の契約金額の10分の1という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	添付1 事業契約書(案)	5	第2章	第10条	第2項		権利義務の譲渡等	SPCを設立しない場合、本項は削除という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 SPCを設立しない場合は、事業契約書において修正します。
13	添付1 事業契約書(案)	7	第2章	第15条			選定企業の使用等	SPCを設立しない場合、本条の規定は代表企業が自ら各業務を実施することを妨げないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	添付1 事業契約書(案)	7	第2章	第15条			選定企業の使用等	15条についてはSPCを設立した場合の解釈に読み取れますが、SPCを設立しない場合はどのような解釈となるのでしょうか。各業務の全部は理解できますが、一部という表現の解釈についてご教示願います。	事業者を選定事業者と読み替えて適用する想定ですが、SPCを設立しない場合にはおいては、本条の趣旨を踏まえ、適宜事業契約書において修正します。
15	添付1 事業契約書(案)	8	第2章	第16条			選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止	主たる部分の定義をご教示願います。	設計業務及び維持管理業務の主たる部分は、設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等、や解析業務における手法の決定及び技術的判断をいいます。 工事業務の主たる部分は、建設業法及び及び公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律の規定に基づきます。
16	添付1 事業契約書(案)	8	第2章	第16条			選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止	ここで禁止されている事項は、「設計企業」また「工事監理企業」が直接関与しない状態(いわゆるトンネル会社を意味し)で事業者から第三者に直接委任させてはならないとの理解でよろしいでしょうか。また、第三者とは、協力企業以外を指すとの理解でよろしいでしょうか。	第三者とは、本事業契約の当事者以外の者すべてです。また以下も同様です。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
17	添付1 事業契約書(案)	8	第2章	第16条	第3項		選定企業の一括 委任又は一括下 請負の禁止	「事業者は、維持管理企業に、維持管理業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせてはならない」とありますが、主たる部分とは具体的にどのような部分かご教示ください。	NO.15の回答を参照ください。
18	添付1 事業契約書(案)	8	第2章	第17条	1		各業務における第 三者の使用等	第15条第1項では「各業務」の全部又は一部を各「選定企業」以外の第三者に委託、請け負わせてはいけなくあり、第17条では一括下請け等以外を第三者に請け負わせる場合の要件が記載されています。齟齬が生じていますが「各業務」に第三者を請け負わせてもよろしいでしょうか。	第15条は選定企業の原則を定めており、第17条はその特則を定めています。第16条に該当しない部分については、発注者の承諾を求める趣旨です。
19	添付1 事業契約書(案)	8	第2章	第17条			各業務における第 三者の使用等	本条において発注者の事前承諾が必要な第三者とは、事業者又は選定企業から直接業務を受託・請負うもののみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	添付1 事業契約書(案)	9	第2章	第18条	3	一、二	下請負人の健康 保険等加入義務 等	「同号イに定める特別の事情」とありますが、「同号ア」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりであり、事業契約書において修正します。
21	添付1 事業契約書(案)	11	第2章	第20条			事業者の 総括代理人	事業者の総括代理人の条件(資格、常駐の有無等)をご教示ください。	総括代理人の資格、常駐等の要件はありません。
22	添付1 事業契約書(案)	11	第2章	第20条	1		事業者の 総括代理人	総括代理人の選任は代表企業以外の企業からも可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	添付1 事業契約書(案)	11	第2章	第20条			総括代理人	総括代理人は、応募グループの代表企業または構成員から選出すると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	添付1 事業契約書(案)	11	第2章	第20条			総括代理人	総括代理人を選任するにあたり、必要な資格は存在しますか。	総括代理人の資格、常駐等の要件はありません。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
25	添付1 事業契約書(案)	11	第2章	第20条			総括代理人	総括代理人は、事業者(SPC)の代表取締役 または取締役を兼務しても宜しいでしょうか。	兼務は可能です。
26	添付1 事業契約書(案)	11	第2章	第20条			事業者の総括代 理人	総括代理人に関しては保有資格等の条件は ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	添付1 事業契約書(案)	12	第2章	第23条	第1項		事業費の確定	「事業者は、内訳書を作成し、発注者の確認 を受けること」と記載されていますが、設計完 了時に工程数量等に変更が生じた場合、こ の内訳書が変更金額の基準となるとの理解 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	添付1 事業契約書(案)	12	第2章	第23条	第2項		事業費の確定	上記と同様に、設計完了段階で発注者の確 認を受ける内訳書が、施設整備費等に変更 が生じた場合の変更金額の基準となるとの理 解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	添付1 事業契約書(案)	12	第2章	第25条	2		遅延利息	「事業者」が、本契約に基づく支払を遅延し た場合には、未払い額につき履行すべき日 の翌日(同日を含む。)の記載について、履 行すべき翌日と同日(当日)では、1日の差 が生じますが、どちらでしょうか。	履行すべき日に履行すれば履行遅滞ではあ りません。その翌日が遅延利息の起算日とな ります。
30	添付1 事業契約書(案)	14	第2章	第29条	第3項		保険の付保等	「保険に関する証券及び保険約款又はこれら に代わるものを、それらの保険契約締結後7 日以内に発注者に提示」とありますが、保険 契約締結後7日以内に付保証明書を提出し、 保険証券ができ次第、原本証明付き写しを提 出するという手続きでよろしいでしょうか。 (保険証券が出来上がるまでに1~2ヶ月程 度の時間を要するため、実務上の取り扱いを確 認するものです。)	ご質問の手続きを認めます。ただし、速やか に証券を提出する必要があります。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
31	添付1 事業契約書(案)	14	第2章	第30条			関連業務等の調整	整備工事期間中に工事進捗に影響を与える可能性がある「国施工事業」または「国管理事業」が発生した場合の遅延及び費用増加について協議が出来ることを追記して頂きたい。	原案のとおりとします。中国地方整備局に原因がある場合には、協議に応じます。その場合は事業者の責任で、中国地方整備局に原因があることを明らかにしてください。
32	添付1 事業契約書(案)	14	第2章	第30条			関連業務等の調整	本事業における家屋調査及び水質調査等が開始されるまでに、現在施工中の工事における完成後の確認が完了しているという解釈でよろしいでしょうか。 (工事完了後1年の調査を考慮すると、現在施工中の工事は今年度内に完了すると把握しています。)	ご指摘の工事は完了していない可能性があります。それによって事業者に損害等が生じた場合は、中国地方整備局は事業者との協議に応じます。
33	添付1 事業契約書(案)	15	第2章	第31条			調整マネジメント業務	本条第2項の規定に基づき変更された要求水準により、事業者が実施する調整マネジメント業務の内容に実質的な変動が生じた場合、発注者は合理的な範囲内で当該変動による費用の増減に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	中国地方整備局に原因がある場合には、協議に応じます。その場合は、事業者が、中国地方整備局に原因があることを明らかにしてください。
34	添付1 事業契約書(案)	15	第2章	第34条	2、3		要求水準の変更による措置	「引渡予定日」を変更できる。」とありますが、「引渡しの遅延が避けられない場合」ですので、「引渡予定日」を変更する。」に変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
35	添付1 事業契約書(案)	17	第2章	第37条	1		第三者に生じた損害	「交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合」とは具体的にどのような状況を想定しているのでしょうか。	予見可能性のある渋滞を想定しています。契約当事者が関係しないもので、予見不可能な交通事故等による渋滞は除かれます。
36	添付1 事業契約書(案)	17	第2章	第37条	第1項		第三者に生じた損害	『「要求水準」に定める業務において通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。』とありますが、交通渋滞を含むこれらは事業の実施自体に関することですので、発注者にてご負担いただけませんか。	原案のとおりとします。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
37	添付1 事業契約書(案)	21	第3章	第45条	2		関係資料	「引渡予定日」を変更できる。」とありますが、「引渡しの遅延が避けられない場合」ですので、「引渡予定日」を変更する。」に変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
38	添付1 事業契約書(案)	21	第3章	第45条	第2項		関係資料	瑕疵等には、第46条における事業者が実施する調査において、判明した新たな事情も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	添付1 事業契約書(案)	21	第3章	第45条	第3項		関係資料	詳細設計(参考)における瑕疵等についても、合理的に予測できないものについては発注者の負担として頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
40	添付1 事業契約書(案)	22	第3章	第46条	5		調査業務	「引渡予定日」を変更できる。」とありますが、「引渡しの遅延が避けられない場合」ですので、「引渡予定日」を変更する。」に変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
41	添付1 事業契約書(案)	22	第3章	第46条			調査業務	工事と周辺地下水利水影響の因果関係を証明するに必要な調査が、入札説明書見積参考資料に記載されている内容・数量では不足すると判断された場合、事前の協議において、契約変更対象となるのでしょうか。	原則として契約変更の対象とはなりません。が、これにより難しい場合は協議してください。
42	添付1 事業契約書(案)	22	第3章	第49条			調整マネジメント 業務(設計段階) の報告	「発注者」が別途指示する「調整マネジメント業務(設計段階)」の各主要な段階を完了した場合とありますが、各主要な段階とは具体的にどのような段階を示すのでしょうか。	要求水準書第2.3.(3)～(8)の各段階を各主要な段階と想定しています。
43	添付1 事業契約書(案)	23	第3章	第50条			近隣への対応	地域住民等により本事業そのものに反対する訴訟が起こされ、これに伴い事業者が増加費用が生じた場合には、当該増加費用は発注者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	本事業そのものに対する反対による増加費用は中国地方整備局が負担します。ただし、この場合事業者において本事業そのものに対する反対であることを明らかにしてください。
44	添付1 事業契約書(案)	23	第4章	第52条	第1項		既存ストックの利用	「発注者」の所有する「既存ストック」とありますが、別紙2の用語の定義のとおり占有者の誤りでしょうか。	別紙2の既存ストックの定義について、「発注者または占有者の所有する」とし、事業契約書において修正します。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
45	添付1 事業契約書(案)	23	第4章	第52条	第1項		既存ストックの利用	「発注者」が所有する「既存ストック」の利用を 求めることができる。 と記載がありますが、既存ストックの活用に関 わらずNTTから既存ストックの譲渡を受けると いう認識で宜しいでしょうか。	第52条1項の条件を満たす必要があります。
46	添付1 事業契約書(案)	23	第4章	第52条 2			既存ストックの利用	「事業者」は、「既存ストック」の引き渡しに当 たっては、「発注者」の立会いの上、自らの負 担において、「既存ストック」を検査しなければ ならない と記載がありますが、既存ストックの譲渡前に 所有者で検査を実施後、譲渡を受けるのでは ないのでしょうか。	本項は、既存ストックの発注者から事業者へ の引渡しの際の事業者の義務を定めるもの です。 発注者が、本回答時点での所有者から既存 ストックを引渡しを受ける際の義務を本契約 に定めることはできません。
47	添付1 事業契約書(案)	25	第4章	第57条	2		整備工事業務の 実施	現場代理人及び監理技術者を配置する義務 を負うのは「事業者」ではなく「工事企業」とい う理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書において修 正します。
48	添付1 事業契約書(案)	25	第4章	第57条	第2項		整備工事業務の 実施	「事業計画書」に記載した監理技術者とありま すが、「資格確認資料」の誤りでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、事業計画書とは、事業者が本事業の入 札手続において中国地方整備局に提出した 本事業の実施に係る提案書類一式をいいま す。
49	添付1 事業契約書(案)	25	第4章	第57条			現場代理人	現場代理人が、第20条に定める総括代理人 を兼務しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	添付1 事業契約書(案)	25	第4章	第59条	1		中間技術検査	「業務要求水準書」とは「要求水準書」と同義 という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書において 「業務要求水準書」を「要求水準書」に修正し ます。
51	添付1 事業契約書(案)	26	第4章	第61条			事業者による完成 検査	完成検査は工区毎または事業年度毎に実施 すると理解して宜しいでしょうか。	完成検査は、整備工事業務が全て完了した 時点で実施します。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
52	添付1 事業契約書(案)	27	第4章	第64条	第1項		本施設の引渡し	第59条における中間技術検査の受検や発注者による部分使用の有無によらず、引渡しは全ての工事が完了した後、一括で行うという理解でよろしいでしょうか。また、部分引き渡しは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 部分引渡しの予定はありません。
53	添付1 事業契約書(案)	27	第4章	第64条			部分使用	歩道、道路付属物(道路照明、道路標識)および車道舗装復旧部分に加えて、電線共同溝(管路部、特殊部)も部分使用の対象となると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	添付1 事業契約書(案)	28	第4章	第66条	2		本施設の引渡しの遅延	本事業は引渡しを引渡予定日より前倒しできることになっていますが、「事業者が提案時に設定した引渡日」より遅延したとしても「実際の引渡日」が「引渡予定日(平成37年3月31日)」を超えなければ、遅延利息等は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	ご提案された場合には、提案された日が引渡予定日になります。
55	添付1 事業契約書(案)	28	第4章	第67条	2		瑕疵担保	「事業者の故意や重過失による瑕疵の請求期間は10年」となっていますが平成37年3月31日に引渡した後、維持管理期間は7年のため、同期間満了時にSPCは清算となります。維持管理期間満了後もSPCを存続させる必要はないという理解でよろしいでしょうか。	構成員において、SPCの債務について債務引受して頂きます。
56	添付1 事業契約書(案)	28	第4章	第67条	第2項		瑕疵担保	『ただし、その瑕疵が「事業者」の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。』とあり、一方、引渡から事業終了までは7年しかありませんが、こちらの整合についてご教示いただけないでしょうか。	構成員において、SPCの債務について債務引受して頂きます。
57	添付1 事業契約書(案)	29	第4章	第70条			調整マネジメント業務(工事段階)の報告	「発注者」が別途指示する「調整マネジメント業務(工事段階)」の各主要な段階を完了した場合とありますが、各主要な段階とは具体的にどのような段階を示すのでしょうか。	要求水準書第3 5.(3)～(5)の各段階を各主要な段階と想定しています。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
58	添付1 事業契約書(案)	30	第4章	第71条	第2項		調整マネジメント 業務(工事段階) の成果物の提出	「設計図書」との記載がありますが、「成果物」 ではないでしょうか。	ご指摘のとおりであり、事業契約書において 「設計図書」を「成果物」に修正します。
59	添付1 事業契約書(案)	30	第4章	第71条	2項		調整マネジメント 業務(工事段階) の成果物の提出	発注者は、前項に基づき「設計図書」及び・・・ と記載されていますが、ここでは「設計図書」 ではなく「成果物」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりであり、事業契約書において 「設計図書」を「成果物」に修正します。
60	添付1 事業契約書(案)	30	第4章	第71条	5		調整マネジメント 業務(工事段階) の成果物の提出	本条にいう「成果物」を具体的に提示いただ きたい。また、第2項のみ「設計図書」と言い 換えている趣旨をご教示頂けないでしょうか。	第2項の「設計図書」を「成果物」とし、事業契 約書において修正します。
61	添付1 事業契約書(案)	33	第6章	第79条	4		施設整備費の支 払	本施設及び成果物を要求水準のとおり完成 させることまたは維持管理業務を要求水準の とおり実施することが困難又は合理的でない とは、どのような状態でしょうか。 「実施することができないと合理的に判断され る」という記述とならないでしょうか。本契約書 (案)の表記となりますと、要求水準のとおり実 施することが合理的でないことの責任は、そ れを定めた発注者となるのではないでしょ うか。	ご指摘のとおりであり、事業契約書において 本項における「並びに違約金の請求」を削除 します。
62	添付1 事業契約書(案)	33	第6章	第79条	4		施設整備費の支 払	要求水準未達の場合、本契約別紙4に従い 減額と違約金請求を行うことができると記載 されています。入札説明書等の別紙5第7項3 において、減額とは別に損害賠償を請求する 旨が記載されておりますが、違約金との関係 はどのように理解すればよろしいでしょうか。	違約金は損害賠償の予定ではなく、違約金で 賄いきれない損害があれば、相当額を損害 賠償として請求します。
63	添付1 事業契約書(案)	33	第6章	第79条	第4項		施設整備費の支 払	引渡後に施設整備費が減額されてしまう可能 性がありますと、事業者による資金調達が困 難になりますので、施設整備費の減額はしな い規定としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
64	添付1 事業契約書(案)	33	第6章	第79条	第4項		施設整備費の支払	『発注者』は「事業者」が「本施設」及び「成果物」を「要求水準」のとおり完成させること又は「維持管理業務」を「要求水準」のとおり実施することが困難又は合理的でないと判断した場合には、法令変更や不可抗力による場合が含まれているかと存じますが、本規定は事業者の責めに帰すべき事由により要求水準未達等になった場合の規定であって、法令変更や不可抗力による場合には、減額並びに違約金の対象ではなく、第38条及び第39条の規定が優先されるとの理解でよろしいでしょうか。	法令変更、不可抗力が生じた場合には、それぞれの条項の適用があります。
65	添付1 事業契約書(案)	33	第6章	第79条	第6項		施設整備費の支払	『合理的な増加費用を負担する。』とありますが、合理的な増加費用には、繰上げ弁済に伴い事業者が資金調達先に支払うブレイクファンディングコスト等金融機関に発生するコストが含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的なものに限られます。
66	添付1 事業契約書(案)	34	第7章	第81条	1		発注者の解除権	本契約の全部又は一部を解除する時期については、事由発生の確認後いつの時点となるのでしょうか。	解除権者の裁量となります。
67	添付1 事業契約書(案)	35	第7章	第81条	1	九	発注者の解除権	(これらの命令に係る事件について・・・)の部分は、課徴金算定の基礎となる3年間に限定されるものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	添付1 事業契約書(案)	35	第7章	第81条	第1項	第十二号	発注者の解除権	SPCを設立しない場合、本号は削除という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 SPCを設立しない場合は、事業契約書において修正します。
69	添付1 事業契約書(案)	36	第7章	第81条	第2項	第一号	発注者の解除権	SPCを設立しない場合、本号は削除という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 SPCを設立しない場合は、事業契約書において修正します。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
70	添付1 事業契約書(案)	35	第7章	第81条	五		発注者の解除権	「本契約上の業務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある「法令等」の違反をしたとき」と記載されていますが、どのような法令等の違反を想定しているのでしょうか。	社会通念に照らし、客観的に判断されます。
71	添付1 事業契約書(案)	36	第7章	第83条	第1項	第一号	事業者の解除権	本件工事は工事期間が長期に亘るため、中止期間の要件を短縮して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
72	添付1 事業契約書(案)	37	第7章	第84条	第2項	第一号	法令等の変更等 又は不可抗力による解除	SPCを設立しない場合、本号は削除という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 SPCを設立しない場合は、事業契約書において修正します。
73	添付1 事業契約書(案)	37	第7章	第85条	第1項	第三号	事業者の責めに 帰すべき事由による 契約解除の効力	当該出来形部分に相応する代金には、直接的な業務費以外の施設費に相当するものも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	添付1 事業契約書(案)	38	第7章	第86条	第2項	第二号	発注者の任意による 又は発注者の責めに 帰すべき事由による 契約解除の効力	当該出来形部分に相応する代金には、直接的な業務費以外の施設費に相当するものも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	添付1 事業契約書(案)	39	第7章	第87条	第1項	第三号	法令等の変更等 又は不可抗力等による 契約解除の効力	当該出来形部分に相応する代金には、直接的な業務費以外の施設費に相当するものも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	添付1 事業契約書(案)	40	第7章	第88条	第1項	第二号	事業者の責めに 帰すべき事由による 契約解除の効力	解約部分に相当する施設費の残額とありますが、引渡しは完了しているため、解除する部分に関わらず、全ての施設費の残額をお支払いいただけますでしょうか。	原案のとおりとしますが、本契約に別段の定めがない限り、ご指摘のとおり残額をお支払いします。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
77	添付1 事業契約書(案)	40	第7章	第88条	第2項		事業者の責めに 帰すべき事由によ る契約解除の効 力	『各残額の10分の1の合計額に相当する額』 を支払うこととされていますが、一般的に、各 年度の各費用の10分の1とされていることが 多く、本事業におきましても残額の10分の1で はなく、各年度の各費用の10分の1としていた だけませんか。	原案のとおりとします。
78	添付1 事業契約書(案)	41	第7章	第89条	第2項	第一号	発注者の任意に よる又は発注者の 責めに帰すべき事 由による契約解除 の効力	解約部分に相当する施設費の残額とありま すが、引渡しは完了しているため、解除する 部分に関わらず、全ての施設費の残額をお 支払いいただけますでしょうか。	原案のとおりとしますが、本契約に別段の定 めがない限り、ご指摘のとおり残額をお支払 いします。
79	添付1 事業契約書(案)	42	第7章	第90条	第1項	第二号	法令等の変更等 又は不可抗力等 による契約解除の 効力	解約部分に相当する施設費の残額とありま すが、引渡しは完了しているため、解除する 部分に関わらず、全ての施設費の残額をお 支払いいただけますでしょうか。	原案のとおりとしますが、本契約に別段の定 めがない限り、ご指摘のとおり残額をお支払 いします。
80	添付1 事業契約書(案)	43	第7章	第92条			契約終了時の事 務	本施設の長期間の部分使用により、歩道、道 路付属物(道路照明、道路標識)および車道 舗装復旧部分が、経年劣化しても、修補の対 象外と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	添付1 事業契約書(案)	44	第8章	第96条	第2項		事業者による事実 の表明保証及び 誓約	SPCを設立しない場合、本項は削除という理 解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 SPCを設立しない場合は、事業契約書におい て修正します。
82	添付1 事業契約書(案)	47	附則	第1条			出資者の誓約	前段部分について、「出資者」は「発注者」の 同意を得た場合、「事業者」の株式を第三者 に譲渡できると記載しているものという理解で よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし書きの留保があ ることにご留意ください。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
83	添付1 事業契約書(案)	47	附則					SPCを設立しない場合は削除という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 SPCを設立しない場合は、事業契約書において修正します。
84	添付1 事業契約書(案)	48	別紙1				契約金額の内訳	内訳として示すべき内容をご提示ください。	提案書のとおりとし、様式集及び記載要領の(様式33-5)～(様式33-7)の内容に委任します。
85	添付1 事業契約書(案)	53	別紙2				用語の定義	「事業者」については、SPCを設立しない場合は代表企業を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 SPCを設立しない場合は、事業契約書において修正します。
86	添付1 事業契約書(案)	63	別紙6	3	(2)	①	「維持管理期間」中の損害分担	整備工事完了後に発注者より検査を受けて所有権も移転することから、第67条「瑕疵担保」に記載された事項のみ事業者負担となり、「不可抗力」による追加費用及び損害額については全て発注者が負担すべきと考えます。	原案のとおりとします。
87	添付1 事業契約書(案)	63	別紙6	3	(2)	①	「維持管理期間」中の損害分担	『「不可抗力」の事由1件ごとに、「不可抗力」の事由の発生した年度における「維持管理費」の1%相当額に至るまでは「事業者」がこれを負担』とありますが、事由1件ごとではなく、当該年度内に生じた「不可抗力」の合計としていただけないでしょうか。事由の数え方の基準が不明確であるうえ、不可抗力の発生件数が予測不能であり、また、他案件においても合計金額の1%相当とすることが一般的かと存じます。	原案のとおりとします。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
88	添付1 事業契約書(案)	64	別紙7	2	(1)		再計算の利息の算定にかかる割賦利率	『(1)本契約第81条による解除の場合上乗せする利ざやを認めない。』とありますが、割賦手数料が引き下げられる可能性があるとして事業者による資金調達が可能になります。違約金を支払う規定もございますので、再計算の利息については割賦利率にて計算していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
89	添付1 事業契約書(案)	64	別紙7	2	(3)		再計算の利息の算定にかかる割賦利率	『(3)本契約第84条による解除の場合「事業計画書」に記載されている、融資者から提示のあった利ざやとする。』とありますが、割賦手数料が引き下げられる可能性があるとして事業者による資金調達が可能になります。不可抗力や法令変更によって約定した割賦利息が引き下げられることとなりますので、再計算の利息については割賦利率にて計算していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
90	添付1 事業契約書(案)	64	別紙7	2	(3)		再計算の利息の算定にかかる割賦利率	『この場合、「構成員」である株主からの劣後融資等は含めない。』とありますが、当該規定としている理由をご教示いただけませんか。	当該規定は削除し、事業契約書において修正します。
91	添付1 事業契約書(案)	64	別紙7	2			利ざや	SPCを設立しない場合で、金融機関等の外部借入を前提としない資金計画とした場合の利ざやの考え方を示してください。	入札参加者が必要な利率を考慮して利ざやを提案してください。
92	添付2 要求水準書	6	第2	1	(3)	2)	提出書類	業務完了時の提出期限が「工事完了予定日の1ヶ月前」となっておりますが、「業務完了予定日の1ヶ月前」の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。 「工事完了予定日の1ヶ月前」を「業務完了予定日の1ヶ月前」に修正します。
93	添付2 要求水準書	6	第2	1	(1)		一般事項	「地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。」とありますが、関係機関および必要な調整はどのように想定されているのかご教示願います。	関係機関に係わる工事発注のための設計条件の確認等を想定しています。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
94	添付2 要求水準書	8	第2	2	(4)		既存ストックの活用に関する協議	既存ストック活用の判断材料として、現状(空管条数、コンデション等)を具体的に公表して頂くことは可能でしょうか。	NO.3の回答を参照してください。
95	添付2 要求水準書	8	第2	2	(4)		既存ストックの活用に関する協議	既存ストック活用の可否を判断するための情報(健全度等)を提示していただけないでしょうか。(要求水準(案)に関する質問と回答では、入札公告時に提示されることとなっています。)	NO.3の回答を参照してください。
96	添付2 要求水準書	10	第2	3	(5)		地下水調査	国事業で工事中の地下水調査結果資料をご提供頂けないでしょうか。	契約締結後に提示します。
97	添付2 要求水準書	10	第2	3	(6)		入線業者等との電線共同溝の協議	「見積参考資料」によると、「やすぎどじょっこTV」の管路が用意されておりますが、要求水準書では入線業者に含まれておりません。どちらが正しいのでしょうか。	「やすぎどじょっこTV」の管理運営については安来市になります
98	添付2 要求水準書	10	第2	3	(6)		入線業者等との電線共同溝の協議	「見積参考資料」によると、「日立金属株」の入溝はありませんが、要求水準書では入選業者に含まれております。将来的な入線時に向けての調整先との認識でよろしいでしょうか。	「日立金属株」は下り線の入線業者になります。横断部の接続時に調整が必要になると考えています。
99	添付2 要求水準書	10	第2	3	(6)		入線業者等との電線共同溝の協議	「見積参考資料」によると、「NTTコミュニケーションズ株」の入溝はありませんが、要求水準書では入選業者に含まれております。将来的な入線時に向けての調整先との認識でよろしいでしょうか。	「NTTコミュニケーションズ株」は、既存ストック(NTT西日本)に既に入溝済みの業者となります。
100	添付2 要求水準書	10	第2	3	(4)		支障物件等調査及び移転協議	支障物件等の移転工事費用は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	情報ボックスの移設工事費が含まれます。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
101	添付2 要求水準書	10	第2	3	(5)		家屋調査、地下水 (井戸水)調査等	「道路端から40mの住民及び地権者を対象として、家屋調査及び地下水(井戸水)調査等を実施し、工事の同意を得るものとする。」とありますが、相当数が見込まれ、費用もかかり、工事の同意を得るのに時間を要する事が想定されます。 「本施設の整備事業の実施に伴い影響範囲と想定される住民…」との理解でよろしいでしょうか。	道路端から40mの住民及び地権者を対象とし、地元協議により調査箇所を確定します。
102	添付2 要求水準書	10	第2	3	(5)		家屋調査、地下水 (井戸水)調査等	「井戸の使用目的と使用料、水位を調査することとし、実施時期は、工事着手1年前から工事完成1年後までとする。」とありますが、「本施設の整備事業の実施に伴い影響範囲と想定される井戸」との理解でよろしいでしょうか。	道路端から40mの住民及び地権者を対象とし、地元協議により所有者の同意が得られた井戸とします。
103	添付2 要求水準書	10	第2	3	(5)		家屋調査、地下水 (井戸水)調査等	「井戸の使用目的と使用料、水位を調査することとし、実施時期は、工事着手1年前から工事完成1年後までとする。」とありますが、詳細設計業務のために実施する試験掘りは該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	添付2 要求水準書	11	第2	3	(7)		入線業者等と引込管及び連携管の協議	設計段階における「引込管と連系管に係わる費用について」とは何を想定されておりますでしょうか。	電線共同溝と引込管、連系管の同時施工における工費の分担を想定しています。
105	添付2 要求水準書	11	第2	3	(8)		道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整	道路照明は、中国地方整備局が設置方針を検討するとあります。これは、設置位置、形式、種類を決定し、事業者へ指示すると捉えてよろしいでしょうか。 また、道路照明への電線類の引き込み、機器類の設計は、本PFI事業に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	中国地方整備局から事業者に対し設置方針を示します。また、電線類の引き込みなど道路照明の設計は本事業に含まれます。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
106	添付2 要求水準書	11	第2	3	(8)		道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整	道路標識は、中国地方整備局が設置を検討するとあります。これは、設置の有無、設置するなら位置・形式・種類を決定し、事業者へ指示すると捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	添付2 要求水準書	11	第2	3	(8)		道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整	信号機は、中国地方整備局が所管警察署と協議して決定するとあります。信号機への電線の引き込みは警察側の対応であり、本PFI事業には含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、信号機の電線類の引き込みは本事業に含まれません。道路照明と合わせて、早い段階で設置位置を指示します。
108	添付2 要求水準書	11	第2	3	(8)		道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整	本事業区間においてはスペースも限られており、設計業務着手前に設置位置(案)が無ければ、業務手戻りの可能性が考えられます。発注者による協議完了時期を提示して頂けないでしょうか。	業務の手戻りにならない範囲で、設計業務と並行して協議を進めてまいります。
109	添付2 要求水準書	25	第4	1	(1)	1)	点検業務・補修業務	「また、電線共同溝の管理台帳を修正する。」とありますが、既存の管理台帳があるのであれば、仕様等を開示いただけないでしょうか。あるいは、事業者が発注者と協議の上、新規に作成し、必要に応じて修正するのでしょうか。	電線共同溝の管理台帳は新規作成し、点検業務の結果により台帳の修正を行います。情報BOX台帳、敷地調査図は修正とします。情報BOX台帳、敷地調査図は事業契約締結後に開示します。
110	添付2 要求水準書	25	第4	1	(2)	2)	業務従事者の要件等	業務従事者の要件等において、「業務従事者には必要な業務試行能力及び資格を有する者」と記載されていますが、維持管理業務においてどのような資格が必要かご教示ください。	業務従事者に求められる要件は業務遂行能力とし、資格は削除します。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
111	添付2 要求水準書	28	第4	2	(2)	1)	管理台帳の作成、 修正	「また、中国地方整備局が作成済みの情報BOX台帳及び敷地調査図について、修正を行う。なお、これらの修正に伴う費用については、中国地方整備局と協議して決定する。」とありますが、既存の台帳及び敷地調査図は開示されているのでしょうか。	情報BOX台帳、敷地調査図は事業契約締結後に開示します。
112	添付2 要求水準書	29	第4	2	(3)	2)	災害及び想定外の事象が発生した場合の対応	災害の定義は、何かお考えがありますか。(例:震度4以上、降雨量50mm/h以上など)	土木工事共通仕様書(案)「1-1-1-38 不可抗力による損害による規定」とします。
113	添付2 要求水準書	30	第4	3	(4)	1)	協議・調整	「占用業者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入構に関する事務とする。」とありますが、どのようなものを想定されているのか、具体例でご教示願います。	抜柱・入線以降に生じる予備管等への入溝に関する事務を想定しています。
114	添付2 要求水準書	40	別紙6		(1)	ア	通過試験	「管路内の清掃を行った後、マンドリルまたはテストケーブルを用いて行う試験。」とありますが、「管路内の清掃を行った後、マンドレル・・・」ではないでしょうか。(以降同様)	ご理解のとおりです。「マンドレル」に読み替えてください。
115	添付3 様式集及び 記載要領		2	2)	(4)		競争参加資格確認申請時の提出書類	「様式16の添付書類Ⅰ～Ⅹ」とありますが、「様式16の添付書類Ⅰ～Ⅹ」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「様式16の添付書類Ⅰ～Ⅹ」に修正します。
116	添付3 様式集及び 記載要領		2	2)	(4)		競争参加資格確認申請時の提出書類	添付資料はまとめてファイルにとじるとありますが、複数の部数があるものを含め、全て一冊のファイルにまとめて綴じるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
117	添付3 様式集及び 記載要領		2	2)	(7)	⑤	提案書	「副本については、応募企業及び構成企業並びに協力企業の社名や社章等、応募者を特定又は類推できる記載は行わないこと」とありますが、下請企業、金融機関、アドバイザー等の応募企業及び構成企業並びに協力企業に該当しない企業については、提案書に企業名を出すことはできるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	添付3 様式集及び 記載要領		2	2)	(7)	⑤	提案書	「副本については、応募企業及び構成企業並びに協力企業の社名や社章等、応募者を特定又は類推できる記載は行わないこと」とありますが、社名を設計企業A等に置き換えた上で、正本においては提案書の先頭ページに読み替え表(例:設計企業A=〇〇設計)を挿入することでよろしいでしょうか。字数の変動による誤記等を回避するための措置です。	ご質問のとおりで問題ありません。
119	添付3 様式集及び 記載要領		2	2)	(7)	⑤	提案書	「各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とし」とありますが、わかりやすさ、見やすさには十分配慮したうえで、図表等においては、文字サイズを10.5ポイント以下としてもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで問題ありません。
120	添付3 様式集及び 記載要領		2	2)	(7)	⑤	提案書の作成ソフト	「図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよいものとする」とありますが、文字が選択できるなどの保存形式であれば、イラストレーター等で作成し、PDFデータ形式のみで提出してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで問題ありません。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
121	添付3 様式集及び 記載要領		2	2)	(7)	⑤	各様式の枚数制限	「各様式の枚数制限を守ること」とありますが、提案内容の確実性を証するために専門家の意見書等を事業者の任意で添付してもよろしいでしょうか。	可能です。 ただし、補足資料(構造図、パンフレット、論文等の抜粋版)は、得られる効果等を客観的に証明するよう努めてください。なお、補足資料については、枚数の制限は設けませんが、必要最小限の箇所を抜粋版として添付し、技術提案の根拠となる箇所についてアンダーライン等で明示してください。この処理を施していない場合、カタログ等の全てを添付している場合等、技術提案の補足資料として不明確と判断した場合は、評価する際の補足資料として取り扱わない場合(評価を下げる)があるので注意してください。
122	添付3 様式集及び 記載要領		2	2)	(4)		競争参加資格 確認申請書類	様式16の添付資料I～Xは、各書類の提出部数が異なりますが、企業毎に添付資料I～Xの順番でファイルに綴じて、様式8～15とは別冊で提出するとの理解で宜しいでしょうか。	全て一冊のファイルに綴じて提出ください。
123	添付3 様式集及び 記載要領		2	2)	(7)		第二次審査 提出書類	提案書[資金調達及び収支計画]の様式のうち、「A3横長様式」については、A3用紙を折り、他提出書類と合わせて「A4ファイルに綴じて提出する」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	添付3 様式集及び 記載要領		様式8				競争参加資格確 認申請書	※印に③～⑩については、応募企業、構成員及び協力企業すべてについて提出とありますが、③～⑨までは、各業務を担当する企業が、⑩については、全ての企業が提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	添付3 様式集及び 記載要領		様式10			様式10	管理技術者の資 格・設計経験等	『他業務の従事状況』で、手持ち業務が複数ある場合は、行の追加や複数枚に渡って記載してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで問題ありません。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
126	添付3 様式集及び 記載要領		(様式10)				管理技術者の資格・設計経験等	他業務の従事状況は、契約金額500万円以上の全ての業務を記載することでよろしいでしょうか。また、複数の業務に従事している場合は、行を追加し、複数ページに渡って記載することでよろしいでしょうか。更に、従事状況とは、いつ時点を考えておりますでしょうか。	契約金額500万円以上の全ての業務を記載ください。必要に応じて、行・頁を追加ください。従事状況は、参加表明書等の提出期限となります。
127	添付3 様式集及び 記載要領		(様式10)			注)3.	管理技術者の資格・設計経験等	複数の候補者とは、事業者を選定された時点の候補者として、数名の技術者を登録しておくということよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	添付3 様式集及び 記載要領		様式13				詳細設計(参考)の既存ストック活用による工事实績	様式13は、入札説明書(p.11)の参加資格要件ア.の経営事項評価点数が1,000点以上を有することを満足する場合、提出は不要との理解で宜しいでしょうか。	アに該当する場合も(様式13)を提出ください。ただし、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす工程を担当しない者においては、その旨を記載ください。
129	添付3 様式集及び 記載要領		(様式14)			—	各項目	同様式の記入欄の各項目において、上から、(同種工事)、(工事名)・・・(工事成績評定点)、(CORINSへの登録の有無)となっておりますが、工事管理は業務委託契約であるため、「工事」を「業務」と読み替えて、「同種業務」、「業務名」・・・「業務成績評定点」・「テクリス登録」について記載するものでよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。修正します。
130	添付3 様式集及び 記載要領		(様式14)			—	「工事監理業務内容」の欄	当該欄における同種業務であることの証明は、「工事監理を行った、同種の対象工事の工事内容等」について記載をすればよろしいでしょうか。それとも、交通規制を実施した規制図等の添付も必要となるのでしょうか。	工事監理を行った同種工事の工事内容について記載ください。また、対象工事の工事監督を行った証明書類(業務計画書等)を添付してください。
131	添付3 様式集及び 記載要領		様式14				同種工事の工事監理実績	表中の同種工事は同種業務ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。「同種工事」を「同種業務」に修正します。
132	添付3 様式集及び 記載要領		様式14				”	工事名は業務名ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。「工事名」を「業務名」に修正します。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
133	添付3 様式集及び 記載要領	—	様式14				〃	最終請負金額は、他業務の様式と同様に契約金額ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。 「最終請負金額」を「契約金額」に修正します。
134	添付3 様式集及び 記載要領	—	様式14				〃	工事成績表定点は業務成績評定点ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。 「工事成績表定点」を「業務成績評定点」に修正します。
135	添付3 様式集及び 記載要領		様式14				〃	CORINSへの登録の有無は、TECRISへの登録の有無ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。 「CORINS」を「TECRIS」に修正します。
136	添付3 様式集及び 記載要領		様式14				同種工事の工事 監理実績	様式中の「CORINSへの登録の有無」は、「TECRISへの登録の有無」と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「CORINS」を「TECRIS」に修正します。
137	添付3 様式集及び 記載要領		様式15				同種工事の維持 管理実績	維持管理企業のうち、「入札説明書P11(4.(6)維持管理企業の参加資格要件)」に記載される「補修業務のみ実施する者」である場合、様式15の提出は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	添付3 様式集及び 記載要領		様式16				添付資料提出確 認書	Ⅱ企業単体の利益処分案の提出は、株主資本等変動計算書でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「利益処分案」を「株主資本等変動計算書」に修正します。
139	添付3 様式集及び 記載要領		様式16				〃	Ⅹ競争参加資格審査の等級等を証する書類の提出は、工事監理業務においては、該当しないということよろしいでしょうか。	工事監理業務においても、平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定書通知(写し)又は申請手続きに関する資料を添付してください。認定又は申請をしていない社においては、開札時まで認定を受ける旨の文書を添付してください。
140	添付3 様式集及び 記載要領		様式16				添付資料Ⅰ 会社概要	会社概要を記載するパンフレットを作成していない場合は、インターネット上のホームページ等に記載される基本情報が記載されている資料を提出しても宜しいでしょうか。	ご質問のとおりで問題ありません。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
141	添付3 様式集及び 記載要領		様式16				Ⅱ項	「利益処分案」とありますが、「株主資本等変動計算書」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「利益処分案」を「株主資本等変動計算書」に修正します。
142	添付3 様式集及び 記載要領		様式16				Ⅲ項	連結決算の貸借対照表及び損益計算書(直近1期分)のとありますが、連結についての解釈は、親会社・持ち株会社を含めるのでしょうか、もしくは構成員及び協力企業以下の連結財務諸表でよろしいでしょうか。	連結についての解釈は、構成員及び協力企業以下の連結財務諸表とします。
143	添付3 様式集及び 記載要領		様式16				V項	印鑑証明書について、入札参加への権限を支店等に委任しており、各様式での使用印を印鑑登録していない場合、印鑑登録している実印の印鑑証明書を添付すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、入札及び契約に関する全ての権限を支店等に委任するという内容の委任状(任意書類)を、別途提出していただくことになります。その様式は、(様式26)を参照してください。
144	添付3 様式集及び 記載要領		様式16				Ⅵ～Ⅷ	VからⅧの各書類は原本が3部必要でしょうか。原本1部、写し2部で代替可能でしょうか。	代替可能です。
145	添付3 様式集及び 記載要領		様式16				Ⅵ～Ⅶ	Ⅵ及びⅦは、合わせて納税証明書(その3の3)を添付すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	添付3 様式集及び 記載要領		様式16				Ⅷ	Ⅷの商業登記簿謄本は「現在事項全部証明書」でよろしいでしょうか。	現在事項全部証明書を添付ください。
147	添付3 様式集及び 記載要領		様式33-2				SPCを設立しない 場合の記載につ いて	様式作成にあたっての注意事項に『1. 本事業遂行のためSPCを設立するものとして記載』とあり、また、『2. SPCを設立しない場合は全額自己資本として記入すること。』とありますが、SPCを設立しない場合は設立しないものとして記載してよいとの理解でよろしいでしょうか。その場合の記載方法を詳細にご指示いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。 自己資本の欄に、資金調達金額と調達方法(資本金・借入金・優先ローン・その他)等を記載ください。
148	添付3 様式集及び 記載要領		様式33-4				事業年度について	平成43年度までの計画となっていますが、平成44年度以降の事業期間終了後の収支についても記載してよろしいでしょうか。	平成43年度までの事業計画として記載してください。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
149	添付3 様式集及び 記載要領		様式33-4				SPCを設立しない 場合の記載につ いて	様式作成にあたっての注意事項に『1. 本事業遂行のためSPCを設立するものとして記載』とあり、また、『2. SPCを設立しない場合は全額自己資本として記入すること。』とありますが、SPCを設立しない場合は設立しないものとして記載してよいとの理解でよろしいでしょうか。その場合の記載方法を詳細にご指示いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。 本事業を1つのプロジェクトと想定して資金収支計画を作成してください。この場合、SPC事務経費は想定されません。 資金調達は、(様式33-2)に提案した自己資本(資本金・借入金・優先ローン・その他)に応じて改編してください。
150	添付3 様式集及び 記載要領		様式33-4				資金収支計画	注意事項4に消費税を考慮しないとありますが、正確な収支計画作成のため、仮受消費税、仮払消費税に基づく消費税の納付・還付は考慮してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで問題ありません。
151	添付3 様式集及び 記載要領		様式33-4				資金収支計画	SPCを設立しない場合、DSCRの算定は不要という理解でよろしいでしょうか。	外部借入がない場合は、ご理解のとおりです。
152	添付3 様式集及び 記載要領		様式33-4				資金収支計画	SPCを設立しない場合、EIRRの算定は不要という理解でよろしいでしょうか。	EIRRは算定してください。
153	添付3 様式集及び 記載要領		様式 33-6				工事費内訳書	「注」3. 事業費内訳書(様式33-5)と整合させること」と記載されていますが、この整合とは、様式33-6の表に記載されている工事区分、工種、種別、細別及び金額を様式33-5に該当する小計(金額)とを整合するとの理解でよろしいでしょうか。また、様式33-5に記載されている工種区分であれば全て単位と数量は「1式」となりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
154	添付3 様式集及び 記載要領		様式 33-6 33-7				工事費内訳書 歩掛見積書	様式33-7歩掛見積書と様式33-6工事費内訳書が整合するには、細別まで細分化する必要があります。入札提案時に提出する工事費内訳書及び歩掛見積書のボリュームは入札説明書「添付10」の見積参考資料と同等のボリューム(数百枚)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	添付3 様式集及び 記載要領		様式33-7				歩掛見積書	歩掛見積書に記載する項目は、中国地方整備局から指定していただくとの理解で宜しいでしょうか。	競争参加資格審査結果通知日(平成29年11月13日)に、第一次審査を通過した者に対して、歩掛見積書に記載する項目を依頼します。
156	添付3 様式集及び 記載要領		様式37-2				施設整備に関する 全体工程計画	別途工事等とありますが、どのような工事を想定していますでしょうか。	引込管・連系管と同時施工を考慮した提案とする場合の工事や事業区間内の占用工事等が想定されます。
157	添付3 様式集及び 記載要領		様式 37-2				施設整備に関する 全体工程計画	全体工程計画作成において、支障移転(水道・下水等)の箇所数及び移設期間が現状では不明であり、試験掘後の詳細設計時に埋設企業と協議後に決定すると思われます。現状での全体工程表を作成時は、支障移転箇所及び移設期間の考え方をご教示ください。	貸与資料等を踏まえ、現時点で想定されるものを記載してください。
158	添付5 業績等の監視 及び改善要求 措置要領	2	第2	1	(2)	①	業績等の監視方法	『財務に関する書類(キャッシュフロー計算書等の財務諸表関連の書類を予定。)]とありますが、事業者が会社法に基づいて作成した資料を提出すればよく、キャッシュフロー計算書を作成しない場合は提出不要との理解でよろしいでしょうか。	キャッシュフロー計算書の提出は必要です。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
159	添付5 業績等の監視 及び改善要求 措置要領	2	第2	1	(2)	①	業績等の監視方法	『SPCの事業報告書(会計監査人の監査報告書を含む。』とありますが、任意監査(監査法人等による監査を行うもの)ではなく、法定監査(会社法の規定に基づき会計監査人を設置し、当該会計監査人を登記したうえ、会計監査を行うもの)が求められているということでしょうか。	会計監査人を設置する必要はありません。
160	添付5 業績等の監視 及び改善要求 措置要領	2	第2	1	(2)	①	書類による確認	SPCを設立しない場合、提出書類は代表企業が締結する契約書類の写しのみでよろしいでしょうか。	財務に関する書類が必要です。財務に関する書類とは、プロジェクト単体のキャッシュフロー計算書及び損益計算書、並びに代表企業及び構成員の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を提出してください。SPCの事業報告書及びSPCの株主総会及び取締役会議事要旨は提出の必要はありません。SPCを設立しない場合、事業契約書において修正します。
161	添付5 業績等の監視 及び改善要求 措置要領	12	第7	1	(1)		施設整備に係る提案等要求水準の未達成による減額等	『施設整備に係る提案等が、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになった場合』には、法令変更や不可抗力による場合が含まれているかと存じますが、本規定は事業者の責めに帰すべき事由により要求水準未達等になった場合の規定であって、法令変更や不可抗力による場合には、減額並びに違約金の対象ではなく、第38条及び第39条の規定が優先されるとの理解でよろしいでしょうか。	法令変更、不可抗力が生じた場合には、それぞれの条項の適用があります。
162	添付5 業績等の監視 及び改善要求 措置要領	12	第7	1	(1)		施設整備に係る提案等要求水準の未達成による減額等	施設整備については、検査を受けたうえで引渡しを行うものであり、業務が完了していない段階において、減額の措置をうけるということは通常有り得ませんので、施設整備に係る減額措置は除いていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
163	添付5 業績等の監視 及び改善要求 措置要領	12	第7	1	(1)		施設整備に係る 提案等要求水準 の未達成による減 額等	『加えて施設整備費のうち「引渡し日までの事業者の運営費(人件費、事務費等)」からも、事象ごとに当該「引渡し日までの事業者の運営費(人件費、事務費等)」の1%相当額を減額する。』とありますが、事業者の運営費には事業者の決算等に係る費用等、事業者の運営に必須の費用が含まれることが想定されますので、減額をしないようにしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
164	添付5 業績等の監視 及び改善要求 措置要領	12	第7	1	(1)		施設整備に係る 提案等要求水準 の未達成による減 額等	施設整備費相当額の減額の基準、計算方法を教えていただけないでしょうか。	本施設の整備業務の実施に係る費用のうち、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもなお達成されない場合、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じる対象となった部分の調査・設計費、工事費または調整マネジメント費(設計段階・工事段階)を、施設整備費相当額の減額の対象とします。案分によりまたは積算に基づき計算します。 また、これに対応した引渡し日までの事業者の運営費(人件費、事務費等)の1%相当額も減額の対象とします。
165	添付5 業績等の監視 及び改善要求 措置要領	12	第7	1	(1)		施設整備に係る 提案等要求水準 の未達成による減 額等	『なお、当該内容に係る維持管理費相当額又はその他の費用相当額もあわせて減額等を行うことができるものとする。』とありますが、施設整備については引渡し時に検査を受け、業務が完了するものでありますし、また、維持管理の要求水準未達の場合は別途規定がございますので、当該規定は除いていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
166	添付5 業績等の監視 及び改善要求 措置要領	12	第7	1	(2)		維持管理に係る 提案等要求水準 の未達成による減 額等	『維持管理に係る提案等が、維持管理業務の開始前に達成されないことが明らかになりその修補を行うことが極めて困難である場合又は維持管理業務の開始後に改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもお達成されないことが明らかになりその修補を行うことが極めて困難である場合』には、法令変更や不可抗力による場合が含まれているかと存じますが、本規定は事業者の責めに帰すべき事由により要求水準未達等になった場合の規定であって、法令変更や不可抗力による場合には、減額並びに違約金の対象ではなく、第38条及び第39条の規定が優先されるとの理解でよろしいでしょうか。	法令変更、不可抗力が生じた場合には、それぞれの条項の適用があります。
167	添付5 業績等の監視 及び改善要求 措置要領	13	第7	2	(2)		減額値と支払額算 定の関係	当期当該業務維持管理費という表現がありますが、維持管理費の減額は、業務を細分化し、改善勧告を受けた業務について、その業務費の10%を減額するというのでしょうか。この場合、細分化する業務の区分をお示ください。	細分化する業務の区分は、点検業務費、補修工事費、調整マネジメント費(維持管理段階)を想定しています。
168	添付6 事業費の算定 及び支払方法	1	第1	1			事業費の構成	「本事業を実施するために事業者が必要とする費用(以下「その他費用」という。)から構成されるものとする。」とありますが、その他費用は、どのようなものを想定されているのか、具体例でご教示願います。	引渡日以降の事業者の運営費、事業者の税引前利益を想定しています。
169	添付6 事業費の算定 及び支払方法	1	第1	1	(2)		維持管理費	(1)施設整備費①施設費では保険料等は施設費に含むと記載されていますが、(2)維持管理費には維持管理段階で付保する保険料は含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 維持管理段階で付保する保険料は、調整マネジメント費(維持管理段階)の内訳としてください。
170	添付6 事業費の算定 及び支払方法	2	2				事業費の内訳	工事監理業務に係る費用は、どの項目に含まれているのでしょうか。	工事監理業務に係る費用は、調整マネジメント費(工事段階)の内訳としてください。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
171	添付6 事業費の算定 及び支払方法	3	第2	3	(1)	②	割賦手数料	割賦手数料の第1回目の計算始期は平成37年4月1日とのことですが、平成37年3月31日より前に引渡しした場合、当該引渡日から平成37年3月31日までに生じる金利は事業費内訳にある「建中金利」に含んでよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	添付6 事業費の算定 及び支払方法	3	第2	3	(1)	②	基準金利	基準金利は引渡日に確定する旨ありますが、ここでいう引渡日は事業契約書の定義にある引渡日ではなく「引渡予定日(平成37年3月31日)」という理解でよろしいでしょうか。	引渡予定日(平成37年3月31日)でなく、引渡日です。
173	添付6 事業費の算定 及び支払方法	3	第2	2			支払方法の基本的事項	本施設の早期完成・引渡を行った場合、施設費の支払はどのように取り扱われるかをご提示ください。	本施設の早期完成・引渡を行った場合にも、第1回目の支払時期は、平成38年4月30日に変更せず、施設費は平成37年4月1日以降事業期間にわたり年1回、全7回支払います。
174	添付6 事業費の算定 及び支払方法	4	第2	3	(1)	②	各費用の支払額の算定及び支払方法／維持管理費	『なお、入札にあたっては、入札公告日のレートを入札用の金利確定日のレートと仮定して基準金利を算定し、事業費の算定に用いるものとし、入札公告後すみやかに計算済みの入札用の基準金利を公表する。』とありますが、公表された入札用の基準金利の確認方法を教えていただけないでしょうか。また、入札公告日である平成29年10月3日の当該レートは0.27%でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。別途公表する「安来地区電線共同溝PFI事業に係る入札価格算定にあたっての基準金利について」を参照ください。
175	添付6 事業費の算定 及び支払方法	4	第2	3	(2)		維持管理費	本施設の早期完成・引渡を行った場合、第1回目の支払の対象業務期間が長くなりますが、この場合でも全7回の支払額は同額とするのでしょうか。また、入札提案時点で早期完成・引渡を提案する場合も上記の方法による入札額としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
176	添付6 事業費の算定 及び支払方法	4	第2	3	(4)		消費税等	消費税は全ての見積価格の合計額に対して算定するとありますが、割賦手数料についても消費税を算定するのでしょうか。	割賦手数料については消費税は算定しません。
177	添付6 事業費の算定 及び支払方法	5	第4	1			基本的考え方	維持管理費及びその他経費については、年度ごと見直すもので中国地方整備局及び事業者が協議して行うとありますが、協議が合意しない場合は、変動しないという理解でよろしいでしょうか。	協議が合意しない場合は中国地方整備局が決定します。
178	添付6 事業費の算定 及び支払方法	5	第4	2	(1)	①	改定方法	賃金水準・物価水準の変動、主要工事材料の価格変動、インフレおよびデフレの場合、改定金額の算出方法はどのようになるのでしょうか。	施設整備費の改定方法は、①改定方法に示すとおりです。
179	添付6 事業費の算定 及び支払方法	5	第3	(2)			設計業務完了時	事業費の内訳を修正するとありますが、全体事業費の増減を含めた修正という理解でよろしいでしょうか。	設計業務完了時においては、事業費内訳の修正があっても事業費全体の増減を含めた修正とはなりません。
180	添付6 事業費の算定 及び支払方法	7	第4	3	(3)		維持管理費及びその他の費用の物価変動に基づく改定	『前回改定時(第1回の支払については事業契約日の属する年度の4月1日)の指標』とありますが、第1回の支払については、事業契約日の属する年度の4月10日時点で確認できる最新の指標との比較ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書において、「第1回の支払については事業契約日の属する年度の4月10日」に修正します。
181	添付6 事業費の算定 及び支払方法	7	第4	3	(3)		維持管理費及びその他の費用の物価変動に基づく改定	『事業契約締結日の属する年度の4月10日時点で確認できる最新の指標』とありますが、当該指標は平成29年1月の確報値との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	添付6 事業費の算定 及び支払方法	8	第5				入札価格及び落札価格との関係	『平成29年10月3日の午前10時に発表されるTokyo Swap Reference Rate (T.S.R)としてTelerate17143ページに提示されている6ヶ月LIBORベース10年物円—円金利スワップレート』は0.27%でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。別途公表する「安来地区電線共同溝PFI事業に係る入札価格算定にあたっての基準金利について」を参照ください。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
183	添付6 事業費の算定 及び支払方法	8	第5				入札価格及び落札価格との関係	「消費税率について、第二次審査資料及び入札書の提出時の消費税率を適用することとする。」とあります。平成31年10月から消費税率10%に変更見込みですが、変更となった場合の扱い(施設整備費の割賦手数料等)についてご教示願います。	消費税率が変更となった場合には、事業費を改定します。
184	添付7 事業者選定基準	4	第5	1	(3)	②	評価内容の公表	加算点項目の公表については、中国地方整備局が最終的に決定した加算点と同様に、有識者等委員会における審査結果も公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	有識者等委員会での審査結果も踏まえた最終結果を公表します。
185	添付9 基本協定書(案)	2	第4条				事業者の設立	事業契約の締結までに本事業の遂行を目的とする事業者(SPC)を設立すると記載されていますが、「入札説明書 5頁 4(1)③でSPC設立を基本とするが一定の要件を満たす場合はこの限りではない」と記載されていますので、SPC設立は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	添付9 基本協定書(案)	3		第5条	第1項		事業者の出資者	その他の出資者とは、落札者の構成員(乙)以外で発起人として事業計画書に記載された者に限定されるのでしょうか。発起人以外の第三者も出資者となることが可能でしょうか。	可能です。ただし、出資者誓約書は提出してください。
187	添付9 基本協定書(案)	5		第9条	第2項		資金調達協力義務	その他の出資者が、事業者(SPC)へ事業資金を融資することが出来ると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	添付9 基本協定書(案)	6	第16条	第2項			協定の有効期間	事業契約の締結に至らず基本協定が終了した後は甲との契約関係がなくなることから、第13条第1項の内、本事業に関することなく違約金債務を負うこととなる「第7条第4項第五号に該当する場合」を除いていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
189	添付9 基本協定書(案)	7					基本協定書の作成数	「本協定書3通を作成し」とありますが、乙及び丙の当事者数によって作成数は変動し、記名押印者が各一通を保有するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 SPCを設立しない場合、基本協定書において修正します。
190	添付9 基本協定書(案)							SPCを設立しない場合、基本協定書における事業者の設立などに関する規定は全て削除という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 SPCを設立しない場合、基本協定書において修正します。
191	添付9 基本協定書(案)						基本協定書を締結する目的	基本協定書を締結する目的は、SPC設立まで一般的には2~3ヶ月要するため、落札者決定~契約までの期間の取り決めごとを定めるとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定書は第16条1項の定めのとおり、事業契約締結後も引続き効力を有します。
192	添付10 見積参考資料	3				1工区	土留・仮締切工	軽量鋼矢板の供用日数と使用回数を提示して頂けないでしょうか。あわせてm当たりの重量も提示願います。	見積参考資料は、本事業の現場条件等を考慮し標準的な事業内容等を参考に示した資料であり、契約図書ではないため、回答いたしません。ご提案をお願いいたします。
193	添付10 見積参考資料	15				1工区	プレキャストボックス工(特殊部)	プレキャストボックス(3.6タイプ 路上変圧・高圧開閉器用)-参考事項欄にハンドホール鉄蓋(1個)・調整ブロック(1個)と記載されていますが、図面(図面番号59/78 特殊部構造図(17))の数量表には、鉄蓋(2個)・調整ブロック(2個)と記載されています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	見積参考図面(契約図)の数量表が正です。 見積参考資料を修正します。
194	添付10 見積参考資料	19				1工区	ハンドホール工	ハンドホール(B1000*H1000*L1500・B600*H1100*L600)の本体と蓋の設置は施工規模加算10㎡未満となっています。この条件でよろしいのでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
195	添付10 見積参考資料	2				2工区	土留・仮締切工	軽量鋼矢板の供用日数と使用回数を提示して頂けないでしょうか。あわせてm当たりの重量も提示願います。	NO.192の回答を参照ください。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
196	添付10 見積参考資料	16				2工区	ハンドホール工	ハンドホール(B1000*H1000*L1500・B600*H1100*L600)の本体と蓋の詳細図を提示していただけないでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
197	添付10 見積参考資料	2				3工区	土留・仮締切工	軽量鋼矢板の供用日数と使用回数を提示して頂けないでしょうか。あわせてm当たりの重量も提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
198	添付10 見積参考資料	2				4工区	土留・仮締切工	軽量鋼矢板の供用日数と使用回数を提示して頂けないでしょうか。あわせてm当たりの重量も提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
199	添付10 見積参考資料	16				4工区	プレキャストボックス工(特殊部)	プレキャストボックス(2.2タイプ 高圧開閉器用)-参考事項欄にプレキャストボックス沈下埋設型調整ブロック(1個)と記載されていますが、図面(図面番号62/78 特殊部構造図(20))の数量表には、調整ブロック(2個)と記載されています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	見積参考図面(契約図)の数量表が正です。見積参考資料を修正します。
200	添付10 見積参考資料	20				4工区	ハンドホール工	ハンドホール(B1000*H1000*L1500・B600*H1100*L600)の本体と蓋の詳細図を提示していただけないでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
201	添付10 見積参考資料	3				5工区	土留・仮締切工	軽量鋼矢板の供用日数と使用回数を提示して頂けないでしょうか。あわせてm当たりの重量も提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
202	添付10 見積参考資料	19				5工区	ハンドホール工	ハンドホール(B600*H1100*L600)の本体と蓋の詳細図を提示していただけないでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
203	添付10 見積参考資料	1				維持管理等	交通管理工	交通誘導警備員B(夜間 交替要員有り)が14人日計上されていますが、現場説明追加事項(3/6)-安全費には、交通誘導警備員B(夜間 交代要員無しが100人・夜間 交代要員有りが14人)が計上されています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	現場説明追加事項(3/6)-安全費には、交通誘導警備員B(夜間 交代要員無しが100人)が誤りです。現場説明追加事項を修正します。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
204	添付10 見積参考資料	2				維持管理等	業務委託料(設計)	費用算出根拠について提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
205	添付10 見積参考資料	3				維持管理等	業務委託料(地質調査)	費用算出根拠について提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
206	添付10 見積参考資料					維持管理マネジメント	往復旅費時間にかかる直接人件費	歩掛構成を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
207	添付10 見積参考資料					維持管理マネジメント	直接経費	項目と考え方を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
208	添付10 見積参考資料					家屋調査	打合せ	中間打合せの回数を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
209	添付10 見積参考資料					家屋調査	旅費交通費	現地調査の旅費の回数を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
210	添付10 見積参考資料					工事マネジメント	工事マネジメント	歩掛構成を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
211	添付10 見積参考資料					工事マネジメント	工事マネジメント	単位:日/月、数量:60とは、1ヶ月1日×60という理解でよろしいでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
212	添付10 見積参考資料					工事マネジメント	往復旅費時間にかかる直接人件費	歩掛構成を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
213	添付10 見積参考資料					工事マネジメント	直接経費	項目と考え方を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
214	添付10 見積参考資料					水文調査業務	打合せ	1回当たり=主任技師0.5人+技師A0.5人という理解でよろしいでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
215	添付10 見積参考資料					水文調査業務	打合せ	打合せの回数を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
216	添付10 見積参考資料					水文調査業務	旅費交通費	現地調査の旅費の回数と打合せ協議の回数を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
217	添付10 見積参考資料					水文調査業務	自記水位計設置 自記水位計撤去	自記水位計の設置・撤去箇所は、既存の井戸を想定されているのでしょうか。それとも、ボーリングによることを想定されているのでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
218	添付10 見積参考資料					水文調査業務	水位観測	水位観測は、自記水位計を対象としたものでしょうか。それとも、触針式水位計によることを想定されているのでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
219	添付10 見積参考資料					水文調査業務	水位観測	水位観測期間は、工事前1年、工事後1年計2年を想定されているのでしょうか。それとも、工事期間も含まれているのでしょうか。	工事着手前の1年から工事完了後の1年間を見込んでいます。
220	添付10 見積参考資料					水文調査業務	水位観測	水位観測範囲は、工事対象上り線の道路敷きから40mの範囲を想定されているのでしょうか。それとも、下り線側も想定されているのでしょうか。	上り線の道路端から40mを対象とします。下り線は国施工で調査を実施しており過年度調査や地元協議により調査箇所を決定します。
221	添付10 見積参考資料					水文調査業務	現地水質試験	試験対象は、自記水位計の設置箇所を想定されているのでしょうか。それとも、既存の井戸を想定されているのでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
222	添付10 見積参考資料					水文調査業務	現地水質試験	試験期間は、工事前1年、工事後1年計2年を想定されているのでしょうか。それとも、工事期間も含まれているのでしょうか。	工事着手前の1年から工事完了後の1年間を見込んでいます。
223	添付10 見積参考資料					水文調査業務	検体採水	採水対象は、自記水位計の設置箇所を想定されているのでしょうか。それとも、既存の井戸を想定されているのでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
224	添付10 見積参考資料					水文調査業務	検体採水	採水期間は、工事前1年、工事後1年計2年を想定されているのでしょうか。それとも、工事期間も含まれているのでしょうか。	工事着手前の1年から工事完了後の1年間を見込んでいます。
225	添付10 見積参考資料					水文調査業務	水質試験	農業用水基準を想定されていますが、水質試験対象の利水目的は農業用水でしょうか。それとも、それ以外の利水目的を想定されていますでしょうか。	見積参考資料 現場説明書追加事項 別紙-3 数量総括表「安来PFI事業水文調査業務」P3に示したとおりに見込んでいます。
226	添付10 見積参考資料					設計マネジメント	往復旅費時間にかかる直接人件費	歩掛構成を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
227	添付10 見積参考資料					設計マネジメント	直接経費	項目と考え方を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
228	添付10 見積参考資料					点検業務	計画準備	歩掛構成を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
229	添付10 見積参考資料					点検業務	ハンドホールに関する点検	1箇所当たりの歩掛構成を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
230	添付10 見積参考資料					点検業務	信頼性の評価	1箇所当たりの歩掛構成を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
231	添付10 見積参考資料					点検業務	点検記録表の作成	1箇所当たりの歩掛構成を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
232	添付10 見積参考資料					点検業務	打合せ	1回当たり=主任技師0.5人+技師A0.5人という理解でよろしいでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
233	添付10 見積参考資料					点検業務	打合せ	打合せの回数を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
234	添付10 見積参考資料					点検業務	旅費交通費	現地調査におけるライトバン運転の日数を提示願います。	NO.192の回答を参照ください。
235	添付10 見積参考資料					電線共同溝 設計業務	標識設計	標識設計が1式となっていますが、基数や想定される規模を提示して頂けないでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
236	添付10 見積参考資料					電線共同溝 設計業務	設計 マネジメント	設計マネジメントとして24ヶ月が計上されていますが、想定される人数や技術者区分を提示して頂けないでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
237	添付10 見積参考資料					電線共同溝 設計業務	維持管理 マネジメント	維持管理マネジメントとして84ヶ月が計上されていますが、想定される人数や技術者区分を提示して頂けないでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
238	添付10 見積参考資料					電線共同溝 設計業務	電線共同溝 修正設計	積算延長は1146mでよろしいでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
239	添付10 見積参考資料					電線共同溝 設計業務	電線共同溝 修正設計	修正設計で標準歩掛からの割り引き低減率は無いという理解でよろしいでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
240	添付10 見積参考資料					電線共同溝 設計業務	電線共同溝 修正設計	全体設計は全項目を計上してよろしいでしょうか？	NO.192の回答を参照ください。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
241	添付10 見積参考資料					電線共同溝 設計業務	電線共同溝 修正設計	各部設計の項目と応力計算ケースを提示願 います。	NO.192の回答を参照ください。
242	添付10 見積参考資料					電線共同溝 設計業務	打合せ	1回当たり＝主任技師0.5人＋技師A0.5人と いう理解でよろしいでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
243	添付10 見積参考資料					電線共同溝 設計業務	打合せ	設計協議の回数と関係機関協議の回数を提 示願います。	NO.192の回答を参照ください。
244	添付10 見積参考資料						情報ボックス移設	情報ボックス移設において、既設管路への 管接続箇所があります。よって、施工前に架 空移設等による仮移設を行う計画であるとい う認識でよろしいでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
245	添付10 見積参考資料						既存ストック活用	NTT既存ストック活用と図面で示される箇所 (計3箇所)は、既設NTT管路が埋設されてい る箇所に当たると考えられます。これは、支障 移転を回避して、新設MH内へNTT管路を抱 込むことにより、既存ストックを活用する方針 と捉えてよろしいでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
246	添付10 見積参考資料						交差点照明施設 詳細設計	過年度成果にて信号交差点の8箇所におい て交差点照明設計が実施されていますが、 今回の設計目的を教えてください。修正設 計でしょうか。	過年度成果をもとに関係機関協議を行うと ともに、構造変更が生じた場合は今回の設計 で対応することとしています。
247	添付10 見積参考資料						見積参考資料	「安来PFI事業電線共同溝設計業務」に対応 した見積参考資料の提示はして頂けるので しょうか。設計、工事及び維持管理マネジメ ントの考え方が不明です。	NO.192の回答を参照ください。
248	添付10 見積参考資料							工事監理業務に係る現場説明追加事項、特 記仕様書、工事数量総括表の提示して頂け ないでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
249	添付10 見積参考資料						見積参考資料	SPCの経費についての考え方について提示 して頂けないでしょうか。	SPC運営にかかる人件費、事務費やSPCの 税引前利益にかかる費用を想定しています。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
250	添付10 見積参考資料						見積参考資料	要求水準書(案)に関する質問と回答No.9において、「ASPの費用は事業費の工事費に計上しています」と回答されていましたが、工事数量総括表に記載が無いようです。	共通仮設費の技術管理費に見込んでいます。
251	添付10 見積参考資料						現場説明書追加事項(3/6)	電線共同溝一管路工の説明事項として、「電線共同溝マニュアル(案)(第3回改訂版)(中国地方整備局)を参考にすること。」と記載されておりますが、同マニュアルにおける「3-2 埋設深さ」を遵守する解釈でよろしいでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
252	添付10 見積参考資料						見積参考図面(契約図)	図面につきましては白黒版で公開されておりますが、カラー版の公開またはデータを貸与して頂くことは可能でしょうか。	PDFカラー版を貸与します。必要があれば、申し込んでください。
253	添付10 見積参考資料	2 /12		1			工期	「工期は、雨天・休日等503日を見込み設定している。」との記載がありますが、要求水準書(P16 第3 2. (7)工期)では、「工期は、雨天・休日等1115日を見込み設定している。」と記載されております。要求水準書記載の通り、雨天・休日等は「1115日」との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書の1115日が正です。現場説明書追加事項を修正します。
254	添付10 見積参考資料	29 /78					標準横断図	見積参考図面(契約図)として、標準横断図は1枚のみの提示となるのでしょうか。	見積参考図面は1枚です。貸与資料をご覧ください。
255	添付10 見積参考資料	2/6					固結工	固結工(薬液注入)について、1工区～4工区でMN(特殊部)4箇所と記載があります。他のMN(特殊部)も同等条件(地下水位が高い)のため、固結工(薬液注入)が必要ではないのでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
256	添付10 見積参考資料						開削土工	掘削工・埋戻工において、電線共同溝の歩掛りを使用してよろしいでしょうか。	NO.192の回答を参照ください。
257	添付10 見積参考資料						残土処理工	残土処理費の計上が無いように見受けられますが、土砂等運搬に包含されるとの考えでよろしいでしょうか。	本整備工事で発生する建設発生土は、島根県安来市黒井田町の和田南土地区画整理事業への運搬を見込んでいます。

入札説明書等に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
258	実施方針に関する 質問と回答	No. 38						『引込管、連系管路は、本事業の対象外です。但し、入線業者と調整により事業内に含めた場合は変更の対象とします』との回答がありました。契約金額だけでなく施設整備工期の延長についても変更の対象となるのかご教示願います。	工期については、原則変更の対象となりません。但し、これにより難しい場合は別途協議としてください。